

札幌医科大学医学部学生担当教員規程（平成19年4月1日規程第111号）

（設置）

第1条 札幌医科大学の医学部学生に対し学習と学生生活について指導、助言を行うため、学生担当教員を置く。

（選任）

第2条 学生担当教員は、医学部の教授のうちから、学長が命ずる。

（任期等）

第3条 学生担当教員の任期は4月1日から翌年3月31日までとし、当該教員が欠けた場合における補欠の教員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 学生担当教員は、任期満了後においても、その任期中に実施した定期試験に係る事務を処理するものとする。

（所掌事項）

第4条 学生担当教員は、学長の命を受け学生部長と緊密な連絡をとり、おおむね次の業務を行う。

(1) 学習の指導と助言を行うこと。

(2) 学生個人の生活等の相談に応ずること。

2 学生担当教員は、担当する学生の学習及び生活の実態を常に把握するように努めるものとする。

（副学生担当教員）

第5条 学生担当教員の業務を補佐するため、副学生担当教員を置くことができる。

2 副学生担当教員は、医学部及び医療人育成センターの専任の講師以上の職にある教員の中から学長が命じ、その任期は、補佐する学生担当教員と同じ期間とする。

3 副学生担当教員は、原則として、学生担当教員ごとに1名とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日規程第52号）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日規程第7号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月15日規程第58号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。